【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2022年8月9日提出

【計算期間】 第15期(自 2021年5月8日至 2022年5月9日)

【ファンド名】 UBS中国株式ファンド

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

【電話番号】 03-5293-3667

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「UBS中国株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。 ファンドの基本的性格

1)商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対象地域		***************************************	象資産 D源泉)
		r t t	株	式
単位型投信	国	内	債	券
	海	外	不動產	Ě投信
追加型投信	内	外	そのf	也資産)
	1.4		資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
1 1 = 14	年4回	北米		
债券		Memoralis	ファミリーファンド	あり
一般	年6回	欧州		()
公债	(隔月)			
社债		アジア		
その他債券	年 12 回			
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
不動產投信			ファンド・オブ・	なし
	その他	アフリカ	ファンズ	
その他資産	()			1
(投资信託証券		中近東		
(株式 一般))		(中東)		
资產複合		エマージング	į.	
()		nooved seesewer		
资產配分固定型				
资産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
 - (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2.投資対象地域による区分

- (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3.投資対象資産による区分

- (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう
- (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいう。

北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7.特殊型

ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 中国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。

- ・中国の株式として、上海証券取引所(A株、B株)、深セン証券取引所(A株、B株)、香港証券取引所の上場銘柄を主要投資対象とします。
- ・ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、当ファンドのマザーファンドは中国の株式を投資対象とする 投資信託証券を通じて、実質的に中国の株式に投資を行います。
- ・原則として、為替ヘッジは行いません。

2 当ファンドの実質的な投資対象には、中国の金融商品取引所に上場している人民元建てのA 株を含みます。

・中国A株市場には、中国B株市場や香港証券取引所に上場していない中国の企業が上場されており、当ファンドを通じて中国の経済成長を担う企業への幅広い投資が可能となります。
 ただし、当ファンドの中国A株への実質投資比率は純資産総額の50%を超えないものとします。

3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

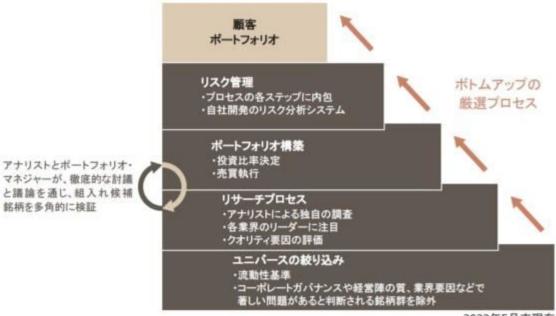
- ・UBSアセット・マネジメント・グループはグローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・A株の調査・運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Company Limited」より情報提供を受けます。同社はUBS銀行と中国の国家開発投資公司(SDIC)との合弁会社(中国現地法人)です。国家開発投資公司は1995年に設立された中国の国有投資持ち株会社です。

◎ ファンドの仕組み

- ・ファミリーファンド方式で運用を行います。 当ファンドは、主に「UBS中国株式マザーファンド」受益証券に投資するファミリーファンド方式で運用を行います。 ファミリーファンド方式とは、投資者が取得するファンドをベビーファンドとして、実質的な運用はマザーファンドにて行い、その運用成果をベビーファンドを通じて投資者の損益に反映させる方式です。
- ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



◎ 運用プロセス



2022年5月末現在

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券は、UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドが運用します。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドにおける投資信託証券の運用について記載しています。

■ マザーファンドの投資対象となる投資信託証券の概要

ファンド名	UBS(Lux)インベストメント・シキャブ- チャイナ A オポテュニティ(USD)
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券
運用の基本方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期 的な成長を目指します。
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所のA株
ファンド建値	米ドル
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
ファンド名	UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)
ファンド形態	国内籍投資信託証券(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信 託証券です。)
運用の基本方針	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所の上場銘柄*を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。(*上海証券取引所、深セン証券取引所のA株を除きます。)
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所の上場銘柄
ファンド建値	P
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

[※]当ファンドは、「UBS(Lux)インベストメント・シキャブ- チャイナ A オポテュニティ(USD)」を通じて、QFI制度およびストックコネクト 等を利用することにより、中国のA株に実質的に投資を行います。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年5月7日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額 とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- ・収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の 運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

◎ 主な投資制限

株式への直接投資	行いません。
マザーファンド受益証券への投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券(マザーファンド受益証 券を除きます)への実質投資割合	信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、 当該投資信託証券については、約款または規約においてファンド・ オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている場合には制 限を設けませんが、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエ クスポージャーがルックスルーできない場合には、信託財産の純 資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
ーの者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エ クスポージャーの信託財産の純資産総額に対 する比率	

[中国の株式市場の概要]

中国の株式市場は、上海証券取引所、深セン証券取引所のA株、B株、および香港証券取引所のH株、レッドチップスなどで構成されます。





(注)『UBS中国株式ファンド』は上記以外にも、株式の時価総額、流動性等を勘案し、また中国株式市場の拡大に伴い、他の取引所に上場している中国の株式(預託証書を含みます)に投資する場合もあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2007年 5月 8日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2016年8月9日

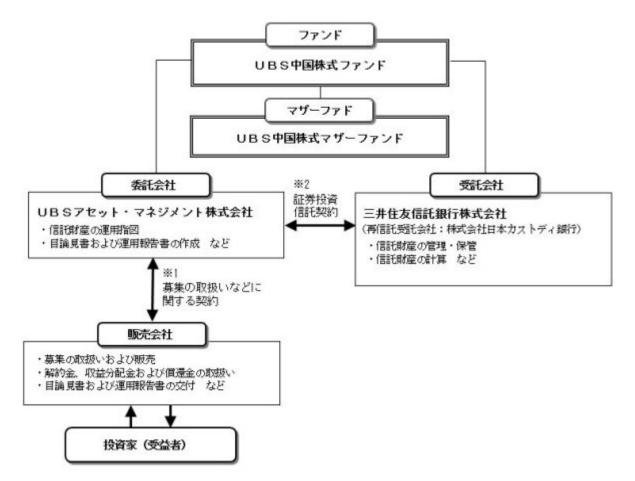
・信託期間を5年間延長

2017年3月11日

・信託報酬の引き下げおよび信託期間の無期限への変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンドの仕組み

・ファミリーファンド方式で運用を行います。

当ファンドは、主に「UBS中国株式マザーファンド」受益証券に投資するファミリーファンド方式で運用を行います。 ファミリーファンド方式とは、投資者が取得するファンドをベビーファンドとして、実質的な運用はマザーファンドにて行い、その運用成果をベビーファンドを通じて投資者の損益に反映させる方式です。

・ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



委託会社の概況 (2022年5月末現在)

1)資本金

2,200百万円

2)沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更 2000年7月1日 : ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、

ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日: UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンドが投資する投資信託証券への投資を通じて、主として中国の株式に実質的に投資するものとします。

中国の株式として、上海証券取引所(A株およびB株)、深セン証券取引所(A株およびB株)および香港証券取引所の上場銘柄を含みます。ただし、上記以外の金融商品取引所に上場している中国の株式(預託証書を含みます。)に実質的に投資する場合もあります。

原則として為替ヘッジは行ないません。

投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資する場合があります。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

親投資信託である「UBS中国株式マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ)有価証券
 - 口)金銭債権
 - 八)約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ)為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるUBS中国株式マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61 条の10第 1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合 中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中 央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に 規定する短期外債をいいます。)
- 2)コマーシャル・ペーパー
- 3)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~2)の証券または証書の性質を有するもの
- 4)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 5)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 6) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、4)の証券および5)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約の指図、資金の借入れを行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

<UBS中国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、主として投資信託証券への投資を通じて、中国の株式に実質的に 投資するものとし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ない ます。
主な投資対象	主として、中国の株式に投資する投資信託証券(投資信託または外国投資信託の 受益証券、もしくは投資証券または外国投資証券をいいます。)を投資対象とし ます。

	有価証券報告書(内国投資信語
投資方針	主として、中国の株式に投資する別に定める投資信託証券へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。中国の株式として、上海証券取引所(A株およびB株)、深セン証券取引所(A株およびB株)および香港証券取引所の上場銘柄を含みます。ただし、上記以外の証券取引所に上場している中国の株式(預託証書を含みます。)に実質的に投資する場合もあります。原則として為替ヘッジは行ないません。投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資する場合があります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額 の50%を超えないものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人 投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該 当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの 信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社 団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこと とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託 財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

<マザーファンドの投資対象となる投資信託証券の概要>

ファンド名	UBS(Lux)インベストメント・シキャブ- チャイナ A オポテュニティ(USD)
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券
運用の基本方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所のA株
ファンド建値	米ドル
投資運用会社	UBS アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド

管理報酬等	申込手数料:なし 解約手数料:なし 受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産総額に対して年率0.18%以内 信託財産留保額:なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変 調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該 当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による 基準価額変動の影響を受けません。 その他費用:ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法 律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の 印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全て の費用)は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委 託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
	指定外国投資信託では、解約申込日における解約金総額が当該ファンドの純
その他留意点	資産総額10%超となった場合等において、解約申込を制限する場合があります。

ファンド名	UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)
ファンド形態	国内籍投資信託証券(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券です。)
運用の基本方針	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所の上場銘柄 を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。(*上海証券取引所、深セン証券取引所のA株を除きます。)
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所の上場銘柄
ファンド建値	円
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド
信託報酬	純資産総額に対して年率0.077% (税抜年率0.07%)
信託事務の諸費用()	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替 えた立替金の利息
売買委託手数料等()	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額
その他費用	投資顧問会社への報酬等は、上記信託報酬のうち、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

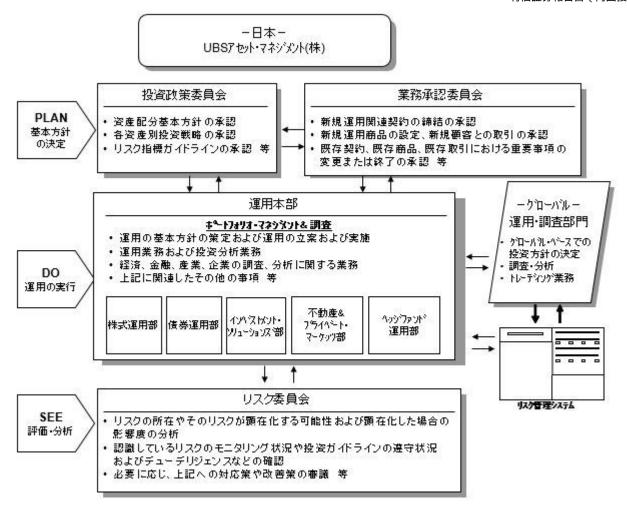
- ()信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができませh。
- 注 1 当ファンドは、「UBS (Lux)インベストメント・シキャブ-チャイナ A オポテュニティ(USD)」を通じて、QFI制度およびストックコネクト等を利用することにより、中国のA株に実質的に投資を行います。
- 注2 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記 以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(10~15名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会:

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会:

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加して

おります。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会:

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2022年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として5月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき 収益分配を行ないます。

- 1)分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下、「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。以下同じ。)および売買益(評価損益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- 3)収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2)コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- < UBS中国株式ファンド>
 - 1)株式への直接投資は行いません。
 - 2)マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 - 3)同一銘柄の投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ・前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいい ます。

- ・前記にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 6)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の 国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 7)外国為替予約の指図
 - イ)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - 口)イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 8)資金の借入れ
 - イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払 い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 口)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<UBS中国株式マザーファンド>

- 1)株式への直接投資は行いません。
- 2)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3)同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。

ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ・前記にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令による投資制限

1)同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決 権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3)信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令) 委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の 債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじ め委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドが投資を行う投資信託証券への投資を通じて中国の株式を実質的な投資対象としますので、実質組入株式の価格変動や発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落した場合には、損失を被ることがあります。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国・建値通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

株式の価格変動リスク

当ファンドは実質的に株式への投資を行います。株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

カントリー・リスク

当ファンドは実質的に外国の有価証券へ投資します。外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、当ファンドの主要投資対象国には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建有価証券等に投資しますが、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レ・トの変動による影響を受けることになります。為替レ・トは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を大量

に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、 保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大 きく変動する可能性があります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を通常の市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。また、当ファンドの実質的な投資対象国における証券市場、取引所、開示基準、法制度などは先進国と異なっており、政治、経済等が急変した場合、流動性はより低くなる可能性があります。

当ファンドのマザーファンドが投資する外国投資信託証券の中国 A 株投資に係るリスク

- 1)当ファンドのマザーファンドが投資する「UBS (Lux)インベストメント・シキャブ・チャイナA オポテュニティ(USD)」は中国 A 株への投資を行っていますが、中国の証券関係法令は近年制 定されたものが多く、その解釈も必ずしも安定していません。
 - QFI(適格国外投資家)の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、現在、明らかではなく、将来上記の外国投資信託証券が実質的課税主体とみなされ所得税等の税金が課されることになった場合、上記の外国投資信託証券がこれを負担する可能性があります。
- 2)中国の証券市場においては、証券決済がDVP取引(証券売買取引で証券と売買代金を同時に決済する取引)でない銘柄があり、その場合には証券会社に対する信用リスクが発生し、当該証券会社が倒産等の状況に陥った場合は、証券または決済代金の全額を失う可能性があります。
- 3) QFIの投資に係わる制度においては、投資限度額に係わる認可の取得日から一定期間は実質的に 一部解約が行えない場合があります。また、一定の金額が上記の外国投資信託証券内に留保される場合があります。このような、中国証券制度上の制約および中国A株に投資する投資信託証券に付された解約制限等から当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合には、当ファンドの換金請求の受付けが中止またはすでに受付けた換金請求の受付けが取り消されることがあります。
- 4)中国A株に投資する外国投資信託証券を組入れる場合には、上記1)から3)のような当該外

国投資信託証券の特性やQFI制度およびストックコネクト 等中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあります。また中国の証券市場は内外資本取引の自由化を一部のみの実施に留めており、経済改革を進めていく中で、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があり、当ファンドの基準価額に大きく影響を与える要因となる場合があります。中国の証券関連法令が中国政府当局の政策変更等により変更される可能性があり、その場合、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

QFI制度とは、中国証券監督管理委員会(CSRC)が認めた適格国外投資家に対してA株の売買を可能とする制度です。ストックコネクトとは、中国本土の証券取引所と中国本土外の証券取引所の相互間で行われる株式の取引制度です。

< その他の留意事項 >

短期金融商品の信用リスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行に より損失が発生する可能性があります。

買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、香港証券取引所またはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合に は、当該買付または換金の申込みは受付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき は、買付および換金の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すこ とがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
- ・指定外国投資信託では、解約申込日における解約金総額が当該ファンドの純資産総額10%超となった場合等において、解約申込を制限する場合があります。

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の

適用はありません。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

< 投資信託に関する一般的なリスク >

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済 事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの 運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

< 投資信託に関する一般的な留意事項 >

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の 保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の 減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

(2)リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

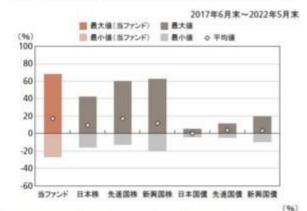
上記体制は2022年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもの です。2017年6月末を10,000として指数化しております
- 年間騰落率は、2017年6月から2022年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率 を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	美国应接	BTK Gat	EESING	共国公债	DE, HODE
	68.1						
最小值	△ 26.6	△ 16.0	△ 12.4	Δ 19.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 9.4
平均值	17.1	9.6	17.1	11.8	0.1	3.7	3.3

- 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。2017年6月から2022年5月の5年間の各月末における1年間の機落率の最大値・最小 値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価値および年間機落率は、後引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価値および実際の基準価値に基づいて計算した年間機落率と 異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〇代表的な資産クラスとの機落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その 内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結 果生じた損害等、当該維落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

· 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

- · MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-SPI関値

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお 問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得 た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料は かかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手 続きの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8392%(税抜1.672%)の率を 乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分(税抜年率)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率						
合計 委託会社 販売会社 受託会社						
1.672% 0.800% 0.850% 0.022%						

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が 試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.1285%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.9677%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率または 当ファンドの資金動向等によって、実質的な信託報酬率は変動します。

(ご参考)

マザーファンドの投資対象である投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Lux)インベストメント・シキャブ-チャイナ A オポテュニティ(USD)

050(20%) 15 15	(1) > 1 > 1 1 > 1 (003)
管理報酬等	申込手数料:なし 解約手数料:なし 受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産総額に対して年率0.18%以内 信託財産留保額:なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。 その他費用:ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用)は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。

信託報酬	純資産総額に対して年率0.077% (税抜年率0.07%)
信託事務の	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替え
諸費用()	た立替金の利息
売買委託	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に
手数料等()	係る消費税等相当額
その他費用	投資顧問会社への報酬等は、上記信託報酬のうち、委託会社が受ける報酬から 支弁するものとします。

()信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは 上記以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

上記の管理報酬等・信託報酬率は、今後変更となる場合があります。申込手数料はかかりません。 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

売買委託手数料

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託 手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁し ます。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1. 受益権の管理事務に関連する費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3.投資信託説明書(目論見書)の作成、印刷および交付に係る費用
- 4.信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6.ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7.ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1.から7.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1.から7.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支 弁されます。

上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- 1.監査費用:監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
- 2. 印刷費用等:法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
- 3.売買委託手数料:有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料

4.保管費用:海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

「(4)その他の手数料等」の内、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用 対象です。

確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金でない場合

個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益) については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当 所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

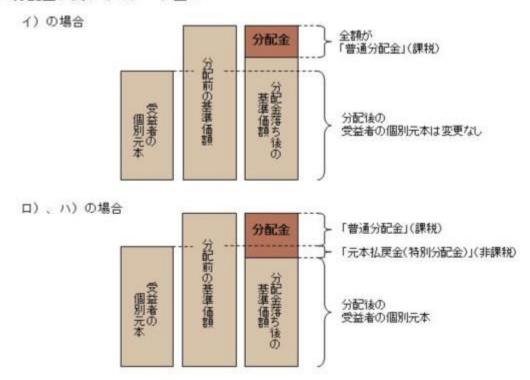
- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法

が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年5月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【UBS中国株式ファンド】

以下の運用状況は2022年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,421,675,297	99.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		70,165,429	0.83
合計(純資産総額)	8,491,840,726	100.00	

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	UBS中国株式マザーファンド	2,302,451,075	3.5979	8,284,201,601	3.6577	8,421,675,297	99.17

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.17
合計	99.17

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

#8.01		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
期別		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末	(2013年 5月 7日)	26,684	26,684	0.9159	0.9159
第7計算期間末	(2014年 5月 7日)	18,647	18,647	0.8973	0.8973
第8計算期間末	(2015年 5月 7日)	22,945	22,945	1.5748	1.5748
第9計算期間末	(2016年 5月 9日)	10,733	11,702	1.1072	1.2072
第10計算期間末	(2017年 5月 8日)	11,739	12,501	1.3864	1.4764
第11計算期間末	(2018年 5月 7日)	13,784	14,514	1.8891	1.9891
第12計算期間末	(2019年 5月 7日)	12,895	13,585	1.8680	1.9680
第13計算期間末	(2020年 5月 7日)	10,877	11,469	1.8392	1.9392
第14計算期間末	(2021年 5月 7日)	12,901	13,463	2.2951	2.3951

<u> </u>	日叫血力				
1.7555	1.6555	8,728	8,231	(2022年 5月 9日)	第15計算期間末
	2.3740		13,445	2021年 5月末日	
3	2.2908		12,945	6月末日	
2	2.0262		11,261	7月末日	
	1.9190		10,600	8月末日	
3	1.9613		10,649	9月末日	
3	2.0203		10,602	10月末日	
3	1.9693		10,198	11月末日	
	1.9331		9,810	12月末日	
3	1.8843		9,503	2022年 1月末日	
	1.8691		9,407	2月末日	
)	1.8499		9,245	3月末日	
5	1.7345		8,619	4月末日	
)	1.6809		8,491	5月末日	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第6期	2012年 5月 8日~2013年 5月 7日	0.0000
第7期	2013年 5月 8日~2014年 5月 7日	0.0000
第8期	2014年 5月 8日~2015年 5月 7日	0.0000
第9期	2015年 5月 8日~2016年 5月 9日	0.1000
第10期	2016年 5月10日~2017年 5月 8日	0.0900
第11期	2017年 5月 9日~2018年 5月 7日	0.1000
第12期	2018年 5月 8日~2019年 5月 7日	0.1000
第13期	2019年 5月 8日~2020年 5月 7日	0.1000
第14期	2020年 5月 8日~2021年 5月 7日	0.1000
第15期	2021年 5月 8日~2022年 5月 9日	0.1000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第6期	2012年 5月 8日~2013年 5月 7日	29.9
第7期	2013年 5月 8日~2014年 5月 7日	2.0
第8期	2014年 5月 8日~2015年 5月 7日	75.5
第9期	2015年 5月 8日~2016年 5月 9日	23.3
第10期	2016年 5月10日~2017年 5月 8日	33.3
第11期	2017年 5月 9日~2018年 5月 7日	43.5
第12期	2018年 5月 8日~2019年 5月 7日	4.2
第13期	2019年 5月 8日~2020年 5月 7日	3.8
第14期	2020年 5月 8日~2021年 5月 7日	30.2

第15期	2021年 5月 8日~2022年 5月 9日	23.5
------	-------------------------	------

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第6期	2012年 5月 8日~2013年 5月 7日	340,189,617	7,370,841,700
第7期	2013年 5月 8日~2014年 5月 7日	22,983,704	8,374,503,998
第8期	2014年 5月 8日~2015年 5月 7日	278,463,802	6,489,962,073
第9期	2015年 5月 8日~2016年 5月 9日	74,208,459	4,950,461,247
第10期	2016年 5月10日~2017年 5月 8日	227,244,959	1,453,893,235
第11期	2017年 5月 9日~2018年 5月 7日	715,324,267	1,886,305,718
第12期	2018年 5月 8日~2019年 5月 7日	877,004,505	1,270,697,010
第13期	2019年 5月 8日~2020年 5月 7日	352,369,777	1,341,281,432
第14期	2020年 5月 8日~2021年 5月 7日	477,995,555	770,863,260
第15期	2021年 5月 8日~2022年 5月 9日	269,485,361	918,962,993

(参考)

UBS中国株式マザーファンド

以下の運用状況は2022年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	5,046,919,206	59.93
投資証券	ルクセンブルク	3,255,725,476	38.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		118,922,368	1.41
合計(純資産総額)		8,421,567,050	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
--------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

日本	 UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)	1,684,158,977	2.903	4,889,171,924	2.9967	5,046,919,206 59.9
ルクセン ブルク	UBS(Lux)インベストメント・シキャ ブ - チャイナAオポテュニティ (USD)	57,480.406	55,875.20	3,211,729,185	56,640.61	3,255,725,476 38.6

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	59.93
投資証券	38.66
合計	98.59

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

3.796

運用実績

- ◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
- ◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2022年5月31日現在)

- 純資産総額(右軸) - 基準価額(左軸) - 分配金再投資基準価額(左軸) 45,000 3,600 40:000 3,200 35,000 2.800 30,000 2,400 2,000 25,000 1,600 20,000 15,000 1,200 10,000 800 5,000 400 2010年5月 2013年5月 2019年5月 2016年5月

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2018年5月	1,000円
2019年5月	1,000円
2020年5月	1,000円
2021年5月	1,000円
2022年5月	1,000円
設定来累計	7,700円

- ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。
- ※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には 税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

主要な資産の状況(2022年5月31日現在)

資産別比率	
銘柄名	投資比率
UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)	59.9%
UBS(LUX)インベストメント・シキャブーチャイナAオポテュニティ(USD)	38.7%

- ※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.17%組入れております。

通貨別比率

構成比 63.7%	
1.096	

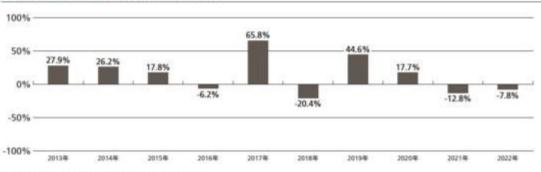
- ※「その他」は米ドル等です。
- ※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の 株式評価額合計に占める割合。
- ※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

	銘柄名	国/地域	業種	構成比
1	招商銀行	中国	金融	9.6%
2	網易	ケイマン諸島	コミュニケーション・サービス	8.6%
3	中国平安保険(集団)	中国	金融	7.3%
4	機工	ケイマン諸島	コミュニケーション・サービス	6.996
5	石薬集団	香港	ヘルスケア	4.8%
6	深セン国際控設	バミューダ	資本財・サービス	4.096
7	貴州茅臺酒	中国	生活必需品	4.0%
8	遠東宏信	香港	金融	3.99
0	學商白蔥集團	rb (N)	ヘルフケア	2 904

- ※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の株式評価額合 計に占める割合。
- ※国/地域は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

10 アリバ・グループ・ホールディング ケイマン諸島 一般消費財・サービス

年間収益率の推移(2022年5月31日現在)



- ※2022年については年初から5月末までの騰落率。
- ※税引前分配金を再投資したものとして算出。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、 当該規定に従うものとします。

(2)コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、<分配金再投資コース>を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が香港証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とし ます。

(7)申込単位(当初元本1口=1円)

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス: http://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が香港証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日 に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス:http://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700 (営業日の9:00-17:00)

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等でない場合、解約価額から解約 に係る所定の税金が差し引かれます。

税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9)受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合、および当ファンドが投資対象とするマザーファンドが投資する投資信託証券に付されている解約制限または中国証券制度上の制約に照らし、当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合は、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額=ファンドに組み 入れられている有価証券など全てを 時価などにより評価したもの (b) 負債総額(ファンドの運用に必要 な費用などのコスト)を控除したもの 基準価額= 純資産総額を 計算日の受益権総口数で 割った金額 基準価額 基準価額

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部 償却原価法により評価します。
 - < 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス: http://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700 (営業日の9:00-17:00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2007年5月8日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年5月8日から翌年5月7日とします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約 し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその 公告および書面の交付が困難な場合
 - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - 八)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

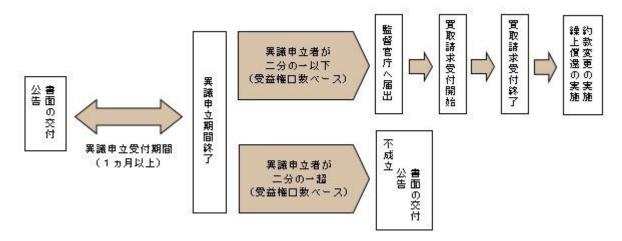
信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを 公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合 は、原則として公告を行ないません。
- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告 し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原 則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状 況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス http://www.ubs.com/japanfunds/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第 133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2021年 5月 8日から 2022年 5月 9日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBS中国株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 2021年 5月 7日現在	当期 2022年 5月 9日現在
次在中旬	2021年 07 1 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7 日 3 7	2022年 37] 3日%任
資産の部 流動資産		
コール・ローン	137,878,198	91,643,609
親投資信託受益証券	12,855,855,727	8,146,201,601
未収入金	600,000,000	580,000,000
流動資産合計	13,593,733,925	8,817,845,210
資産合計	13,593,733,925	8,817,845,210
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	562,130,569	497,182,805
未払解約金	2,220,601	35,180
未払受託者報酬	1,668,057	1,164,080
未払委託者報酬	125,104,155	87,306,156
未払利息	389	258
その他未払費用	1,157,969	1,130,082
流動負債合計	692,281,740	586,818,561
負債合計	692,281,740	586,818,561
純資産の部		
元本等		
元本	5,621,305,691	4,971,828,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,280,146,494	3,259,198,590
(分配準備積立金)	5,543,463,415	4,169,892,078
元本等合計	12,901,452,185	8,231,026,649
純資産合計	12,901,452,185	8,231,026,649
負債純資産合計	13,593,733,925	8,817,845,210

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自至	前期 2020年 5月 8日 2021年 5月 7日	自 至	当期 2021年 5月 8日 2022年 5月 9日
営業収益				
有価証券売買等損益		3,542,708,558		2,698,024,126
営業収益合計		3,542,708,558		2,698,024,126
三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖				
支払利息		170,902		110,955
受託者報酬		3,222,020		2,601,423
委託者報酬		241,651,193		195,107,139
その他費用		2,228,774		2,297,304
営業費用合計		247,272,889		200,116,821
営業利益又は営業損失()		3,295,435,669		2,898,140,947
経常利益又は経常損失()		3,295,435,669		2,898,140,947
当期純利益又は当期純損失()		3,295,435,669		2,898,140,947
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		352,440,852		260,906,455
期首剰余金又は期首欠損金()		4,963,442,275		7,280,146,494
剰余金増加額又は欠損金減少額		592,587,023		300,331,385
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		592,587,023		300,331,385
剰余金減少額又は欠損金増加額		656,747,052		1,186,861,992
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		656,747,052		1,186,861,992
分配金		562,130,569		497,182,805
期末剰余金又は期末欠損金()		7,280,146,494		3,259,198,590

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま
	इ .
2.その他財務諸表作成のための基礎と	(1)計算期間末日の取扱い
なる事項	2022年 5月 7日および 8日が休日のため、当計算期間末日を2022年 5月 9日として
	おります。このため、当計算期間は367日となっております。
	(2)金融商品の時価に関する補足情報
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	前期 2021年 5月 7日現在	当期 2022年 5月 9日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	5,621,305,691□	4,971,828,059□
2 .	計算期間末日における1口当たり純資産額	2.2951円	1.6555円
	(1万口当たり純資産額)	(22,951円)	(16,555円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期			当期	
	自 2020年 5月 8日			自 2021年 5月 8日	
	至 2021年 5月 7日			至 2022年 5月 9日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
Α	費用控除後の配当等収益額	0円	Α	費用控除後の配当等収益額	0円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	2,943,011,199円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	1,736,683,079円	С	収益調整金額	1,325,185,348円
D	分配準備積立金額	3,162,582,785円	D	分配準備積立金額	4,667,074,883円
E	当ファンドの分配対象収益額	7,842,277,063円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	5,992,260,231円
F	10,000口当たり収益分配対象額	13,950円	F	10,000口当たり収益分配対象額	12,052円
G	10,000口当たり分配金額	1,000円	G	10,000口当たり分配金額	1,000円
Н	収益分配金金額	562,130,569円	Н	収益分配金金額	497,182,805円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

	24.440)// +tr
	前期	当期
項目	自 2020年 5月 8日	自 2021年 5月 8日
	至 2021年 5月 7日	至 2022年 5月 9日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関	同左
	する法律第2条第4項に定める証券投資信	
	託として、親投資信託受益証券等の金融	
	商品を主要投資対象とし、信託約款に定	
	める「運用の基本方針」に基づき運用を	
	行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左
係るリスク	は、親投資信託受益証券、コール・ロー	
	ン等の金銭債権および金銭債務です。ま	
	た、当ファンドが親投資信託受益証券へ	
	の投資を通じて保有する主な金融資産	
	は、投資信託受益証券、投資証券、為替	
	予約取引です。これらは、株価変動リス	
	ク、為替変動リスクなどの市場リスク、	
	信用リスク、流動性リスクに晒されてお	
	ります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左
	制限等を規定した運用ガイドラインに	
	従って運用部門が執行します。	
	管理部門は、運用ガイドラインに則って	
	適切な運用がされているかおよび、運用	
	結果の定期的な検証を通じて、下記に掲	
	げる各種リスクが適切に管理されている	
	ことをモニタリングしています。	
	また、それらの状況は定期的に開催され	
	る各委員会に報告され、状況の把握・確	
	認が行われるほか、適切な運営について	
	検証が行われます。	
	・市場リスク	
	ファンドのパフォーマンスが一定の許容	
	範囲内にあるかどうかモニタリングし、	
	リターンの大きな変動を注視することで	
	市場リスクが適切に管理されていること	
	を確認しています。	
	・信用リスク、流動性リスク	
	運用ガイドラインに従って、証券格付	
	や、証券や発行体への集中投資制限をモ	
	ニタリングし、投資対象に関するこれら	
	のリスクが適切に管理されていることを	
	確認しています。	
	また、取引先の信用リスクについては、	
	グループポリシーで認められた相手に限	
	定することで、これを管理しています。	

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
- 現日 	2021年 5月 7日現在	2022年 5月 9日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は原則として全て時価評価され	同左
の差額	ているため、貸借対照表計上額と時価と	
	の差額はありません。	
2.金融商品時価の算定方法並びに有価	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の
証券及びデリバティブ取引に関する事	金融商品	金融商品
項	有価証券及びデリバティブ取引以外の金	同左
	融商品については、短期間で決済される	
	ことから、帳簿価額は時価と近似してい	
	るため、当該帳簿価額を時価としており	
	ます。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	売買目的有価証券	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	同左
	「1.有価証券の評価基準及び評価方法」	
	に記載しております。	
	(3)デリバティブ取引	(3)デリバティブ取引
	デリバティブ取引等に関する注記に記載	同左
	しております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2021年 5月 7日現在	当期 2022年 5月 9日現在
作业 大只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,153,229,022	2,358,009,733
合計	3,153,229,022	2,358,009,733

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

	前期	当期
項目	自 2020年 5月 8日	自 2021年 5月 8日
	至 2021年 5月 7日	至 2022年 5月 9日
元本の推移		
期首元本額	5,914,173,396円	5,621,305,691円
期中追加設定元本額	477,995,555円	269,485,361円
期中一部解約元本額	770,863,260円	918,962,993円

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBS中国株式マザーファンド	2,263,399,628	8,146,201,601	
	合計	2,263,399,628	8,146,201,601	·

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「UBS中国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。 なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS中国株式マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS中国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円) 2021年 5月 7日現在 2022年 5月 9日現在 資産の部 流動資産 預金 414,770,000 326,950,000 コール・ローン 146,573,043 334,955,754 投資信託受益証券 4,789,171,924 7,259,926,463 3,276,109,062 投資証券 5,485,035,180 未収入金 150,000,000 8,727,186,740 流動資産合計 13,456,304,686 13,456,304,686 8,727,186,740 資産合計 負債の部 流動負債 派生商品評価勘定 481,080 964,500 未払解約金 600,000,000 580,000,000 未払利息 945 413 流動負債合計 600,481,493 580,965,445 負債合計 600,481,493 580,965,445 純資産の部 元本等 元本 2,770,121,254 2,263,399,628 剰余金 剰余金又は欠損金() 10,085,701,939 5,882,821,667 元本等合計 12,855,823,193 8,146,221,295 純資産合計 12,855,823,193 8,146,221,295 負債純資産合計 13,456,304,686 8,727,186,740

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評
	価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の
	対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示 対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. その他財務諸表作成のための基礎と (1) 外貨建取引等の処理基準 なる事項

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用 しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通 貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建 純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為 替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合 相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を 為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提 条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における 開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略 しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		2021年 5月 7日現在	2022年 5月 9日現在
1.	開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	2,770,121,254	2,263,399,628□
2 .	開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額	4.6409円	3.5991円
	 (1万口当たり純資産額)	(46,409円)	(35,991円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年 5月 8日 至 2021年 5月 7日	自 2021年 5月 8日 至 2022年 5月 9日
	至 2021年 5月 7日	至 2022年 5月 9日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関	同左
	する法律第2条第4項に定める証券投資信	
	託として、投資信託受益証券、投資証券	
	等の金融商品を主要投資対象とし、信託	
	約款に定める「運用の基本方針」に基づ	
	き運用を行っております。	

			有価証券報告書	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左		
係るリスク	は、投資信託受益証券、投資証券、為替			
	予約取引、コール・ローン等の金銭債権			
	および金銭債務です。また、当ファンド			
	が投資信託受益証券、投資証券への投資			
	を通じて保有する主な金融資産は、株			
	式、為替予約取引等です。これらは、株			
	価変動リスク、為替変動リスクなどの市			
	場リスク、信用リスク、流動性リスクに			
	晒されております。			
	しなお、為替予約取引は、外貨建金銭債権 のおいる。			
	債務の為替変動リスクを低減する目的で			
	利用しております。			
	取引の執行については、投資対象、投資	同左		
	制限等を規定した運用ガイドラインに			
	従って運用部門が執行します。			
	管理部門は、運用ガイドラインに則って			
	適切な運用がされているかおよび、運用			
	結果の定期的な検証を通じて、下記に掲			
	げる各種リスクが適切に管理されている			
	ことをモニタリングしています。			
	また、それらの状況は定期的に開催され			
	る各委員会に報告され、状況の把握・確			
	認が行われるほか、適切な運営について			
	検証が行われます。			
	・市場リスク			
	ファンドのパフォーマンスが一定の許容			
	範囲内にあるかどうかモニタリングし、			
	リターンの大きな変動を注視することで			
	市場リスクが適切に管理されていること			
	を確認しています。			
	・信用リスク、流動性リスク			
	運用ガイドラインに従って、証券格付			
	や、証券や発行体への集中投資制限をモ			
	ニタリングし、投資対象に関するこれら			
	のリスクが適切に管理されていることを			
	確認しています。			
	また、取引先の信用リスクについては、			
	グループポリシーで認められた相手に限			
	定することで、これを管理しています。			
	PET DECENT CALLED CONSTR			

.金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年 5月 7日現在	2022年 5月 9日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は原則として全て時価評価され	同左
の差額	ているため、貸借対照表計上額と時価と	
	の差額はありません。	

		万仙仙分报口首 (7) 自汉县后司
2.金融商品時価の算定方法並びに有価	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の
証券及びデリバティブ取引に関する事	金融商品	金融商品
項	有価証券及びデリバティブ取引以外の金	同左
	融商品については、短期間で決済される	
	ことから、帳簿価額は時価と近似してい	
	るため、当該帳簿価額を時価としており	
	ます。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	売買目的有価証券	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	同左
	「1.有価証券の評価基準及び評価方法」	
	に記載しております。	
	(3)デリバティブ取引	(3)デリバティブ取引
	デリバティブ取引等に関する注記に記載	同左
	しております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	デリバティブ取引に関する事項について	同左
いての補足説明	の契約額等は、あくまでもデリバティブ	
	取引における名目的な契約額であり、当	
	該金額自体がデリバティブ取引のリスク	
	の大きさを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2021年 5月 7日現在	2022年 5月 9日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,506,476,739	1,696,048,249
投資証券	1,392,347,763	1,489,625,691
合計	2,898,824,502	3,185,673,940

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項 通貨関連

(2021年 5月 7日現在)

区分	種類	割45磅竿 / □ \		吐伍(四)	並価提 券 / □)
□ <u></u>	个里 天只	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	414,277,900	-	414,758,980	481,080

(2022年 5月 9日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
运 力	个里 天只	英約額寺(口)	うち1年超(円)	时间(口)	計11141年(日 <i>)</i>
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	325,975,000	-	326,939,500	964,500
	合計	325,975,000	-	326,939,500	964,500

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ロ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最 も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2. 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2020年 5月 8日 至 2021年 5月 7日	自 2021年 5月 8日 至 2022年 5月 9日
1.元本の推移		

		日叫此为我口言(以巴汉县口心》
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,050,807,073円	2,770,121,254円
期中追加設定元本額	82,199,742円	- 円
期中一部解約元本額	362,885,561円	506,721,626円
2.開示対象ファンドの期末日における元本の内		
訳		
UBS中国株式ファンド	2,770,121,254円	2,263,399,628円
合計	2,770,121,254円	2,263,399,628円

附属明細表

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	日本円	UBS 中国株式(除くA株)ファンド (適格機関投資家向け)	1,649,050,315	4,789,171,924	
投資信託受益証券合計		1,649,050,315	4,789,171,924		
投資証券		UBS(Lux)インベストメント・シ キャブ - チャイナAオポテュニ ティ(USD)	57,480.406	25,050,535.73	
		小計	57,480.406	25,050,535.73 (3,276,109,062)	
投資証券合計			3,276,109,062 (3,276,109,062)		
	合記	†		8,065,280,986 (3,276,109,062)	

(注)

- 1.投資信託受益証券、投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
- 2.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 3.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 4.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券	1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)」投資信託受益証券、ルクセンブルク籍外国証券投資法人「UBS(Lux)インベストメント・シキャブ - チャイナAオポテュニティ(USD)」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、すべて同ファンドの投資信託受益証券および投資証券です。

国内投資信託「UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)」と、ルクセンブルク籍外国証券投資法人「UBS(Lux)インベストメント・シキャブ・チャイナAオポテュニティ(USD)」の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

(単位:円)

国内投資信託「UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)」の状況 ご参考として第15期決算日(2022年4月20日)の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

	自 2021年 4月21日 至 2022年 4月20日
受取配当金	156,661,39
有価証券売買等損益	3,077,384,583
為替差損益	1,295,026,51
その他収益	1,96
営業収益合計	1,625,694,70
営業費用	
支払利息	69
受託者報酬	1,212,29
委託者報酬	3,502,08
その他費用	2,027,51
営業費用合計	6,742,58
営業利益又は営業損失()	1,632,437,29

経常利益又は経常損失()	1,632,437,291
当期純利益又は当期純損失()	1,632,437,291
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	72,337,651
期首剰余金又は期首欠損金()	5,653,037,692
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	414,252,809
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	414,252,809
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	3,678,685,243

組入資産明細表(2022年4月20日現在)

通 貨	銘 柄	株式数 ―	評価額		
进 貝	名 柄 		単価	金額	備考
米ドル	TAL EDUCATION GROUP- ADR	11,755	2.89	33,971.95	5
	KANZHUN LTD - ADR	17,500	23.37	408,975.00)
	TUYA INC	14,400	3.02	43,488.00)
	小計	43,655		486,434.95 (62,959,275)	ł
 香港ドル	CHINA FORESTRY HOLDINGS CO	8,444,000	0.00	0.00)
	ZHENGZHOU COAL MINING MACH-H	317,600	8.30	2,636,080.00)
	HAINAN MEILAN INTERNATIONA-H	541,300	17.66	9,559,358.00)
	SHENZHEN INTL HOLDINGS	2,531,490	8.59	21,745,499.10)
	BILIBILI INC-CLASS Z	7,980	183.50	1,464,330.00	
	KINGSOFT CORP LTD	185,000	23.05	4,264,250.00)
	NETEASE INC	225,650	146.00	32,944,900.00)
	TENCENT HOLDINGS LTD	78,600	364.00	28,610,400.00)
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	237,800	91.50	21,758,700.00)
	ALIBABA HEALTH INFORMATION T	98,000	4.51	441,980.00)
	JD.COM INC - CL A	3,828	222.20	850,581.60)
	MEITUAN-CLASS B	71,100	146.00	10,380,600.00)
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	94,000	41.70	3,919,800.00)
	YIHAI INTERNATIONAL HOLDING	400,000	23.55	9,420,000.00)
	ALPHAMAB ONCOLOGY	106,000	6.87	728,220.00)
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	2,740,880	8.27	22,667,077.60)
	HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	284,000	12.66	3,595,440.00)
	JOINN LABORATORIES CHINA C-H	80,900	60.20	4,870,180.00)
	SSY GROUP LTD	2,529,138	3.75	9,484,267.50)

			只旧叫
543,500	52.90	28,751,150.00	
2,761,000	7.02	19,382,220.00	
520,000	54.95	28,574,000.00	
3,300,000	2.78	9,174,000.00	
293,145	26.65	7,812,314.25	
310,666	37.85	11,758,708.10	
19,368	38.20	739,857.60	
1,510,000	1.75	2,642,500.00	
864,000	2.21	1,909,440.00	
1,534,000	6.44	9,878,960.00	
30,632,945		309,964,813.75	
		(5,114,419,426)	
30,676,600		5,177,378,701	
		(5,177,378,701)	
	2,761,000 520,000 3,300,000 293,145 310,666 19,368 1,510,000 864,000 1,534,000 30,632,945	2,761,000 7.02 520,000 54.95 3,300,000 2.78 293,145 26.65 310,666 37.85 19,368 38.20 1,510,000 1.75 864,000 2.21	2,761,000 7.02 19,382,220.00 520,000 54.95 28,574,000.00 3,300,000 2.78 9,174,000.00 293,145 26.65 7,812,314.25 310,666 37.85 11,758,708.10 19,368 38.20 739,857.60 1,510,000 1.75 2,642,500.00 864,000 2.21 1,909,440.00 1,534,000 6.44 9,878,960.00 30,632,945 309,964,813.75 (5,114,419,426) 5,177,378,701

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

ルクセンブルク籍外国証券投資法人「UBS(Lux)インベストメント・シキャブ - チャイナ A オポテュニティ (USD)」

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資有価証券その他の純資産明細表は、2021年1月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

損益計算書	自	2020年2月1日	至	2021年 1 月31日 米ドル
収益 流動資産等に係る受取利息 有価証券に係る受取利息 配当金 その他収益 収益合計				176,211.18 27.11 45,928,800.73 4,351,221.38 50,456,260.40
費用 均一費用 年次税 その他の手数料 当座借越等に係る支払利息 費用合計				- 26,904,633.28 - 704,888.48 - 196,997.77 - 1,822,768.55 - 29,629,288.08
投資純(損)益				20,826,972.32
実現(損)益 有価証券に係る実現(損)益 為替予約取引に係る実現(損)益 為替差(損)益 実現(損)益合計				411,988,590.99 - 66,603.63 20,037,835.95 431,959,823.31
当期実現純(損)益				452,786,795.63
未実現評価(損)益の変動 有価証券に係る未実現評価(損)益 未実現評価(損)益の変動合計				562,481,267.55 562,481,267.55
純資産の純増(減)額			1	1,015,268,063.18

2021年1月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) 顔面 米ドル建評価額 純資産 先物/為替予約取引/ 比率

 通貨
 銘柄

 株数 / 額面
 株数 / 額面

 生物 / 為基本的即引

		先物/為督予約取51/ スワップに係る	(%)
		未実現(損)益	, ,
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品 無記名株式			
中国			
CNY ANGEL YEAST CO. LT 'A'CNY1	9,356,670.00	76,219,901.91	2.33
CNY ANHUI CONCH CEMENT 'A' CNY1	9,157,123.00	71,490,416.70	2.18
CNY CHINA MERCHANTS BK 'A' CNY1	19,426,967.00	153,652,491.02	4.69
CNY CHONGQING FULING Z 'A' CNY1	1,201,917.00	8,347,265.94	0.26
CNY DONG-E-E-JIAO CO 'A' CNY1	5,113,814.00	25,922,085.28	0.79
CNY GREE ELEC APPLICAN 'A' CNY1	14,299,941.00	124,610,989.12	3.80
CNY HUALAN BIOLOGICAL 'A' CNY1	3,132,386.00	22,297,305.62	0.68
CNY I/MONGOLIA YILI IN 'A' CNY1	5,084,436.00	34,783,938.72	1.06
CNY JIANGSU HENGRUI ME 'A' CNY1	16,987,366.00	272,815,920.11	8.32
CNY JIANGSU YANGHE BRE 'A' CNY1	2,485,730.00	78,490,864.51	2.39
CNY JIANGSU ZHONGNAN 'A'CNY1	23,108,267.00	27,683,566.53	0.84
CNY KWEICHOW MOUTAI 'A' CNY1	971,233.00	318,119,095.23	9.70
CNY LUXSHARE PRECISION 'A' CNY1	16,430,380.00	135,037,948.59	4.12
CNY MIDEA GROUP CO LTD CNY1	7,968,596.00	118,811,115.17	3.62
CNY PING AN BANK CO LT 'A' CNY1	45,089,011.00	161,141,849.97	4.92
CNY PING AN INSURANCE 'A' CNY1	11,191,828.00	136,987,642.16	4.18
HKD TENCENT HLDGS LIMI HKD0.00002	1,212,100.00	106,548,105.20	3.25
CNY WANHUA CHEMICAL GR ' A ' CNY1	1,409,957.00	24,398,401.54	0.74
CNY YIBIN WULIANGYE 'A 'CNY1	6,537,197.00	294,582,642.26	8.99
CNY YUNNAN BAIYAO GRP 'A' CNY1	14,126,231.00	290,732,562.00	8.87
中国合計	14,120,201.00	2,482,674,107.58	75.73
香港		2,402,014,101.00	10.10
HKD CHINA JINMAO HOLDI NPV	27,826,000.00	10,946,922.40	0.34
HKD SHN INTL HLDGS HKD1	5,622,000.00	9,267,511.09	0.28
香港合計	2,222,222	20,214,433.49	0.62
無記名株式合計		2,502,888,541.07	76.35
登録株式			
中国	500 400 00	44 400 005 70	0.40
CNY ADVANCED MICRO-FAB A CNY1	593,400.00	14,102,985.70	0.43
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	3,065,600.00	97,589,268.40	2.98
CNY HANGZHOU TIGERMED 'A' CNY1	3,023,460.00	78,333,483.40	2.39
HKD NETEASE INC USD0.0001	3,912,450.00	89,928,618.05	2.74
中国合計		279,954,355.55	8.54
登録株式合計		279,954,355.55	8.54
預託証券			
中国 USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	1 449 220 00	100 026 764 00	2 22
	1,448,320.00	108,826,764.80	3.32
中国合計		108,826,764.80	3.32
預託証券合計		108,826,764.80	3.32
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		2,891,669,661.42	88.21
投資有価証券合計		2,891,669,661.42	88.21
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産		306,593,863.83	9.35
その他の資産および負債		79,965,147.44	2.44
純資産合計		3,278,228,672.69	100.00
(C. M. C. S. Control 1971 11		-,2.0,220,0.2.00	

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 5月31日現在です。

【UBS中国株式ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	8,502,309,067円
負債総額	10,468,341円
純資産総額(-)	8,491,840,726円
発行済口数	5,052,015,255□
1口当たり純資産額(/)	1.6809円

(参考)

UBS中国株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	8,421,567,385円
負債総額	335円
純資産総額(-)	8,421,567,050円
発行済口数	2,302,451,075□
1口当たり純資産額(/)	3.6577円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典
 - 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容
 - 譲渡制限はありません。
 - 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

EDINET提出書類

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

2022年5月末現在の委託会社の資本金の額: 2,200,000,000円

委託会社が発行する株式総数: 86,400株

発行済株式総数: 21,600株

最近5年間における資本金の額の増減: 該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも 3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監 査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の 過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

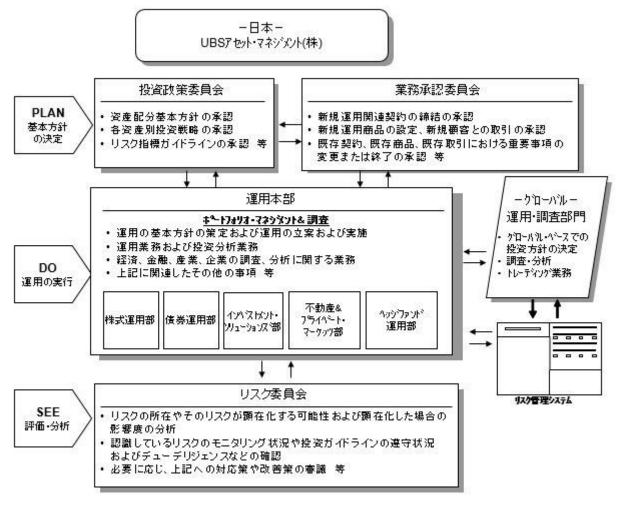
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2022年5月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年5月末現在、以下のとおりです。 (ただし、親投資信託は除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	41	67,866
追加型株式投資信託	79	586,009
合計	120	653,874

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		 	業年度		業年度
		(2020年1	2月31日)	(2021年1	2月31日)
科目	注記	内訳	金額	内訳	金額
// / H	番号	7/4 (2)	(千円)	\#\#\	(千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		5,013,218		1,837,119
未収入金	*1		68,692		87,369
未収委託者報酬			877,681		916,695
未収運用受託報酬	*1		849,138		1,025,834
その他未収収益	*1		411,506		735,209
前払費用			11,222		11,475
未収還付消費税			-		211,609
未収還付法人税等			-		272,984
その他			3,540		3,577
流動)資産計		7,235,000		5,101,875
固定資産					
投資その他の資産			422,468		437,495
前払年金費用		8,568		68,195	
繰延税金資産		393,900		349,300	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定	資産計		422,468		437,495
資産合計			7,657,468		5,539,371

				ı	I	
期別		前事業年度 期別		当事業年度		
70333			(2020年1	2月31日)	(2021年1	2月31日)
科目		注記	内訳	金額	内訳	金額
111		番号	/שניו	(千円))/BCJ	(千円)
(負債の部)						
流動負債						
預り金				63,015		63,801
未払費用		*1		1,057,992		1,510,312
未払消費税				338,010		-
未払法人税等				655,874		9,727
賞与引当金				670,554		775,367
その他				12,818		7,176
	流動負債計			2,798,264		2,366,384
固定負債						
退職給付引当金				1,153		2,312
	固定負債計			1,153		2,312
負債合計				2,799,418		2,368,697
(純資産の部)						
株主資本				4,858,050		3,170,673
資本金				2,200,000		2,200,000
利益剰余金				2,658,050		970,673
利益準備金			550,000		550,000	
その他利益剰余金			2,108,050		420,673	
繰越利益剰余金	,		2,108,050		420,673	
純資産合計				4,858,050		3,170,673

負債・純資産合計		7.657.468	5.539.371

(2)【損益計算書】

		1			
		前事業年度		当事業	
期別		(自 2020年	1月 1日	(自 2021年 1月 1日	
		至 2020年	三12月31日)	至 2021年	12月31日)
科目	注記	内訳	金額	内訳	金額
↑ ₹□	番号	\@\Z\	(千円)	7464	(千円)
営業収益					
委託者報酬			5,793,207		6,326,317
運用受託報酬	*1*2		5,959,214		2,458,945
その他営業収益	*1*3		1,283,202		2,286,865
営業収益計			13,035,624		11,072,128
営業費用					
支払手数料			2,730,772		2,910,158
広告宣伝費			72,804		77,812
調査費			3,095,710		3,584,699
調査費		99,317		110,470	
委託調査費	*1	2,996,392		3,474,229	
委託計算費			246,986		230,341
営業雑経費			87,767		75,098
通信費		2,139		2,210	
印刷費		42,399		46,523	
協会費		17,494		17,574	
その他	*1	25,734		8,790	
営業費用計			6,234,041		6,878,111
一般管理費					
給料			2,407,963		2,555,000
役員報酬		247,753		220,107	
給料・手当	*1	1,592,585		1,636,647	
賞与		567,624		698,245	
交際費			8,184		3,225
旅費交通費			14,240		2,276
租税公課			84,915		53,446
不動産賃借料			268,420		297,352
退職給付費用			172,633		156,985
事務委託費	*1		696,759		349,151
諸経費			62,523		55,111
一般管理費計			3,715,641		3,472,547
営業利益			3,085,941		721,469
営業外収益					
受取利息		7		5	
為替差益		3,796		-	
雑収入		1,349		66	
営業外収益計			5,153		71
営業外費用					
支払利息	*1	134		0	
為替差損		-		27,798	
雑損失		2,173		1,044	
営業外費用計			2,308		28,843
経常利益			3,088,786		692,697

税引前当期純利益		3,088,786	692,697
法人税、住民税及び事業税		1,022,267	231,633
法人税等調整額		39,600	44,600
当期純利益		2,106,119	416,463

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 202	20年1月1日 至	1日 至 2020年12月31日)				
			株主資本			
			利益剰余金			
			その他		株主資本	純資産
	資本金	利益	利益剰余金	利益剰余金	体工具本 合計	合計
		準備金	繰越	合計	口削	
			利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	4,883,850
当期中の変動額						
剰余金の配当			2,131,920	2,131,920	2,131,920	2,131,920
当期純利益			2,106,119	2,106,119	2,106,119	2,106,119
当期中の変動額合計			25,800	25,800	25,800	25,800
当期末残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当事業年度(自 2021年	F1月1日 至	月1日 至 2021年12月31日)					
		株主資本					
			利益剰余金				
			その他		株主資本	純資産	
	資本金	利益	利益剰余金	利益剰余金	M工具本 合計	合計	
		準備金	繰越	合計	口前		
			利益剰余金				
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050	
当期中の変動額							
剰余金の配当			2,103,840	2,103,840	2,103,840	2,103,840	
当期純利益			416,463	416,463	416,463	416,463	
当期中の変動額合計			1,687,376	1,687,376	1,687,376	1,687,376	
当期末残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673	

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産 の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年 金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度	当事業年度
(2020年12月31日)	(2021年12月31日)
150千円	1,196千円

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	(112 + 113)
	当事業年度
繰延税金資産	349,300

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳

等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中で あります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から 適用し、財務諸表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位:千円)

		•
	前事業年度	当事業年度
	(2020年12月31日)	(2021年12月31日)
現金・預金	4,271,387	955,290
未収入金	7,034	5,187
未収運用受託報酬	7	7
その他未収収益	-	72,341
未払費用	41,133	60,208

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2020年 1月 1日	自 2021年 1月 1日
	至 2020年12月31日	至 2021年12月31日
運用受託報酬	46	46
支払利息	134	-
営業雑経費 その他	81	81
人件費	293	-
事務委託費	467,508	448,826

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2020年 1月 1日	自 2021年 1月 1日
	至 2020年12月31日	至 2021年12月31日
投資助言報酬	40,895	43,020

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(出位, 11円)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	•	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 臨時株主総会	普通株式	2,131,920	98,700	2020年3月31日	2020年6月12日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(')	· / HO-1							
決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日			
2021年6月28日 臨時株主総会	普通株式	2,103,840	97,400	2021年3月31日	2021年6月29日			

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2.金融商品の時価等に関する事項

⇒声光左座 / 0000左40日04日 >

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

則事業年度(2020年12月31日)			(単位:十円)
	貸借対照表計上額	時価	差額

現金・預金	5,013,218	5,013,218	-
未収入金	68,692	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	849,138	-
その他未収収益	411,506	411,506	
資産計	7,220,237	7,220,237	-
未払費用	1,057,992	1,057,992	-
未払法人税等	655,874	655,874	
負債計	1,713,866	1,713,866	-

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	1,837,119	1,837,119	-
未収入金	87,369	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	735,209	-
未収還付消費税	211,609	211,609	-
未収還付法人税等	272,984	272,984	
資産計	5,086,822	5,086,822	-
未払費用	1,510,312	1,510,312	-
未払法人税等	9,727	9,727	
負債計	1,520,039	1,520,039	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示 しております。

(注)2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
現金・預金	5,013,218	-
未収入金	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	-
その他未収収益	411,506	_ _
合計	7,220,237	-

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1 年以内	1 年超
現金・預金	1,837,119	-
未収入金	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	-
未収還付消費税	211,609	-
未収還付法人税等	272,984	<u>-</u> _
合計	5,086,822	-

(退職給付関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、 年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(十四・113)
退職給付債務の期	期首残高	965,986
勤務費用		108,238
利息費用		2,316
数理計算上の差異	異の当期発生額	31,316
退職給付の支払額	預	30,530
過去勤務費用の旨	当期発生額	
退職給付債務の期	期末残高	1,014,693

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(113 /
年金資産の期首残高	987,795
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の当期発生額	73,178
事業主からの拠出額	132,688
退職給付の支払額	30,530
年金資産の期末残高	1,022,108

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位:千円)

積立型制度の退職給付債務	1,014,693
年金資産	1,022,108
小計	7,414
非積立型制度の退職給付債務	<u>-</u> _
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414
退職給付引当金	1,153
前払年金費用	8,568
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	(
勤務費用	108,238
利息費用	2,316
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の費用処理額	41,861
過去勤務費用の費用処理額	<u>-</u> _
確定給付制度に係る退職給付費用	147,082

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,551千円でありました。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。 当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(—
退職給付債務の期首残高	1,014,693
勤務費用	109,963
利息費用	2,905
数理計算上の差異の当期発生額	1,418
退職給付の支払額	59,865
過去勤務費用の当期発生額	
退職給付債務の期末残高	1,066,278

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(千四・ココノ
年金資産の期首残高	1,022,108
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の当期発生額	25,836
事業主からの拠出額	138,543
退職給付の支払額	59,865
年金資産の期末残高	1,132,162

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の 調整表

(単位:千円)

	(十四・113)
積立型制度の退職給付債務	1,066,278
年金資産	1,132,162
小計	65,883
非積立型制度の退職給付債務	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,883
退職給付引当金	2,312
前払年金費用	68,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

勤務費用	109,963
利息費用	2,905
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の費用処理額	27,253
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	80,075

(注)上記の他、特別退職金50,134千円を退職給付費用として処理しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 40% 株式 21% その他 38% 合計 100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を 構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.307%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

		(十四・ココノ
	前事業年度	当事業年度
	(2020年12月31日)	(2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	9,000	17,100
減価償却超過額	50,200	58,100
未払事業税	39,200	7,000
株式報酬費用	42,400	31,800
退職給付引当金	10,500	8,600
賞与引当金	204,800	237,500
その他	37,800	44,200
繰延税金資産小計	393,900	390,300
評価性引当額	-	41,000
繰延税金資産合計	393,900	349,300

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2020年12月31日)	(2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.80%	4.15%
過年度法人税等	0.07%	0.52%

評価性引当額の増減	-	5.92%
その他	0.04%	0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.46%	39.88%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

日本	米国	その他	合計	
5,898,961千円	794,957千円	548,497千円	7,242,417千円	

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

日本	米国	その他	合計	
2,398,375千円	1,367,519千円	979,916千円	4,745,811千円	

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名		
UBSグループ (*1)	1,283,248千円	投資運用		

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名		
UBSグループ (*1)	2,273,486千円	投資運用		

(注)運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
----	------------	-----	------------------	-----------------------	---------------------------	-------------------	-------	-----------	----	------

	ユービー	スイス・	3.8億	銀行、	(被所有)	金銭の預入	金銭の預入れ		現金・預金	4,271,387
	エス.	チュー	スイス	証券業務	間接100%	れ、資金調	増加	14,551,740		
	エイ・ジー	リッヒ	フラン			達、資産運	減少	13,006,486		
	(銀行)					用業務及び				
親						それに関す	資金の借入	1,000,000		
						る事務委託	資金の返済	1,000,000		
会						等、人件費				
							支払利息	134	未収入金	7,034
社							運用受託報酬	46	未収運用受託報酬	7
							事務委託費	467,508	未払費用	41,133
							不動産関係費(受取)	81		
							人件費	293		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	70,738	その他未収収益 未収入金 未払費用	61,748 4,039 28,610
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区大 手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)		未収入金 未払費用	30,098 263,404
親	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラ リア・ シドニー	40百万 オースト ラリア ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費		その他未収収益 未払費用	57,409 23,507
会	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	78,411	その他未収収益 未収入金 未払費用	62,691 1,764 16,119
の子	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	2,481,175	未払費用	14,518 3,155 158,197
会	UBS Asset	米国・				兼業業務	その他営業収益 委託調査費		その他未収収益 未収入金	23,469 4,590

											, ,
社	Management	ウィルミン	50米国	資産	なし	資産運用業務及び、	事務委託費		未払費用	51,150	
	(Americas)	トン	ドル	運用業		それに関する	(受取)	47,835			
等	Inc.					事務委託等					
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミン トン	10万 米国 ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	500,251	その他未収収益	118,917	
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都 千代田区大 手町	3億55百	投資助言業	なし	人件費の立替	人件費(受取) 不動産関係費 (受取)	169,696 27	未収入金	725	
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミン トン	10万 米国 ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	218,534	その他未収収益	64,762	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
- 2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(1) 親会社

属性	名称 	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
	ユービー	スイス・	3.8億	銀行、	, ,		金銭の預入れ		現金・預金	955,290
	エス.	チュー	スイス	証券業務	間接100%	れ、資金調	増加	6,144,950		
	エイ・ジー	リッヒ	フラン			達、資産運	減少	9,460,918		
親	(銀行)					用業務及び				
						それに関す	運用受託報酬	46	未収入金	5,187
会						る事務委託	事務委託費	473,971	未収運用受託報酬	7
						等、人件費	不動産関係費(受取)	81	未払費用	49,216
社										
親	UBS Asset	スイス・	43	資産	(被所有)	兼業業務				
	Management	チュー	百万	運用業	直接100%	資産運用業	事務委託費(受取)	25,144	その他未収収益	72,341
会	AG	リッヒ	スイス			務及び、そ			未払費用	10,992
			フラン			れに関する				
社						事務委託等				

(注) 1. ユービーエス.エイ.ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	140,947	その他未収収益 未収入金 未払費用	77,606 16,838 90,629
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区大 手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	296,383	未収入金 その他未収収益 未払費用	14,110 18,294 217,318
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラ リア・ シドニー	40百万 オースト ラリア ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)		その他未収収益 未払費用	25,151 35,522
親 会	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	345,368	未収入金 その他未収収益 未払費用	2,018 37,789 68,130
社 の _	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・	125百万 英国 ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	1,734,464	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,648 76,167 265,388
子 会 社	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミン トン	50米国 ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	648,202	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,101 40,951 136,410
在 	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミン トン	10万 米国 ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	5,867	未収入金 その他未収収益 未払費用	640 95,468 4,844
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都 千代田区大 手町	3億55百 万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費(受取) 不動産関係費 (受取)	207,936 32	未収入金	1,816
	UBS O'Connor LLC	米国・ドー バー	1 百万 米国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	82,238	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,007 140,225 16,708
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	253百万 香港 ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	379,475	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,589 81,352 73,089

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
- 2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス.エイ.ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年 1月 1日	(自 2021年 1月 1日
	至 2020年12月31日)	至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	224,909円72銭	146,790円45銭
1株当たり当期純利益金額	97,505円51銭	19,280円72銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載 しておりません。

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年 1月 1日	(自 2021年 1月 1日
	至 2020年12月31日)	至 2021年12月31日)
当期純利益(千円)	2,106,119	416,463
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,106,119	416,463
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運

用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

(5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2022年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託

受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 8月 6日	有価証券届出書
2021年 8月 6日	有価証券報告書
2022年 2月 7日	有価証券届出書
2022年 2月 7日	半期報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年3月15日

UBSアセット・マネジメント株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 三浦 昇

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 川 井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年7月27日

 UBSアセット・マネジメント株式会社

 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国株式ファンドの2021年5月8日から2022年5月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国株式ファンドの2022年5月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容 に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査

証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。